

別添

医政発0804第4号

医産発0804第1号

令和8年8月4日

都道府県知事
保健所設置市長 殿
特別区長

厚生労働省医政局長
厚生労働省大臣官房医薬産業振興審議官
(公 印 省 略)

厚生労働省組織令等の一部改正に伴う医政局の組織再編等について

厚生労働省組織令及び社会保障審議会令の一部を改正する政令（令和8年政令245号）及び厚生労働省組織規則等の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令122号）が令和8年8月3日に公布され、厚生労働省の内部組織に関する訓令（令和8年厚生労働省訓令第18号）とともに同月4日から施行されます。これにより、政策統括官及び医政局の組織再編等が行われることとなりました。今回の改正の概要は下記のとおりですので、改正の趣旨を御了知の上、関係団体、関係機関等への周知等について対応方よろしくお願い申し上げます。

記

第一 厚生労働省組織令及び社会保障審議会令の一部を改正する政令について

1 改正の趣旨

厚生労働省の組織体制の強化等の観点から、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）について以下の内容に係る改正を行う。

（1）政策統括官の職務見直しに伴う関係組織の再編について

- 今般、厚生労働分野のDXを強力に推進するため、DX専属の局長級幹部としての政策統括官の下に参事官4名からなる新組織を設置し、情報システムの効率化・適正化、サイバーセキュリティの確保、医療情報の共有、二次利用の更なる推進等に一元的に取り組むことと

する。

- 具体的には、複数部局にまたがるD X関連の重要政策を集約化し、課題解決の迅速化を図るため、大臣官房参事官（情報化担当）、医政局参事官、医薬局総務課、職業安定局雇用政策課、保険局医療介護連携政策課の所掌事務の全部又は一部を政策統括官に移管する。

（２）医政局の内部組織の見直しについて

高齢化や生産年齢人口減少の進行により、高まる医療ニーズに対応する良質で持続可能な医療提供体制が必要となっている一方で、医療機関の経営は賃上げや物価上昇への対応等により、厳しい局面にあるとともに、生産年齢人口の減少により、医療人材の確保が困難を極めている状況を踏まえ、以下のとおり医政局の内部組織の見直しを行う。

- 業務効率化・勤務環境改善に取り組む医療機関を支援するため、医療機関の経営改革に関する事務を所掌する新たな課として医療経営改革課を新設する。なお、第 221 回国会（特別会）において、これらの医療機関への支援に関する内容等を含む健康保険法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 31 号）が成立したところ、同法の施行に関する事務も同課が担うこととする。また、医療経営改革課の設置に伴い医政局各課の所掌事務の一部について、医療経営改革課へ移管する。
- あわせて、医政局内の所掌事務全体を整理する。

2 改正の内容

（１）政策統括官の職務見直しに伴う関係組織の再編について

一 政策統括官の職務見直し

- 政策統括官の所掌事務に「厚生労働省の所掌事務に関する情報化に関すること（他の所掌に属するものを除く。）」を加える。（令第 16 条第 16 号）
- 政策統括官の下に置く参事官の数を 5 名から 9 名に変更する。（第 131 条第 1 項）

※ 大臣官房に置かれている情報化担当の参事官及びサイバーセキュリティ・情報システム管理担当の参事官を廃止し、これらの職務を担当する参事官を政策統括官の下に置く。また、医療D X関連施策（医政局参事官、医薬局総務課及び保険局医療介護連携政策課の所掌事務の一部に関するもの）を担当する参事官 2 名を政策統括官の下に置く。

二 医薬産業振興審議官及び医薬産業振興企画課の振替設置、研究開発政策課の所掌事務の変更及び医政局参事官の廃止について

- 医薬産業振興・医療情報審議官は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に関する重要事項のうち医薬産業の振興、保健医療に係る情報化及び医療技術の評価に関するものの企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理することとされている。
- 政策統括官の職務の見直しに伴い、医療情報の共有及び二次利用と密接に係る保健医療に係る情報化に関する事務についても政策統括官が所掌することとする。
- これに伴い、医薬産業振興・医療情報企画課及び医政局参事官の所掌事務から保健医療に係る情報化に関する事務を除くこととし（令第 38 条第 2 項）、医薬産業振興・医療情報審議官及び医薬産業振興・医療情報企画課を振替廃止し、「医薬産業振興審議官」及び「医薬産業振興企画課」を振替設置する。（令第 18 条第 7 項及び第 38 条）。
- 医政局参事官の所掌事務のうち、医療技術の評価に関する事務については、各種診療ガイドラインの評価選定や活用促進に関するものであり、研究開発政策課が所掌する医薬品等の研究開発の事務と密接に係ることから、両者を一体的に推進するため、同課に移管することとし、研究開発政策課の所掌事務に「医療技術の評価に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）」を加え（令第 39 条第 6 号）、医政局参事官を廃止する。（令第 39 条の 2）。

（２）医政局の内部組織の見直しについて

一 医政局医療経営改革課の新設

- 医政局に医療経営改革課を新設する（令第 4 条及び第 31 条関係）
- 医政局医療経営改革課の所掌事務を定める。（令第 33 条の 2 関係）
- 医政局医療経営改革課の新設に伴い、同課に移管される現在の医政局地域医療計画課、医療経営支援課、医事課、看護課及び医薬産業振興・医療情報企画課の所掌事務の一部を削る。（令第 33 条から第 38 条関係）

二 総務課の所掌事務の見直し（令第 32 条関係）

- 医療を受ける者に対する当該医療に関する情報の提供に関する業務（同条 3 号関係）及び医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、助産所若しくはオンライン診療受診施設に関する広告に関する業務（同条 3 号関係）を医療経営改革課に移管する。
- 遠隔医療に関する業務のうち、総務課で所掌していたオンライン診療を行う場所に関する業務（同条 3 号関係）を、医事課に移管する。

三 地域医療計画課の所掌事務の見直し（令第 33 条関係）

- 地域における保健医療に係る計画に関する事務（令第 33 条第 2 号）の

うち、医師偏在に関する業務を医政局医事課（令第 35 条第 2 号関係）に移管する。

- 医療経営改革課に移管する事務（令第 33 条旧第 2 号及び第 5 号から第 8 号）は削除する。なお、救急救命士に関する事務（旧第 9 号）については、勤務環境改善に関する事務を医療経営改革課に移管する（令第 33 条の 2 第 1 号関係）ため「（その勤務環境の改善に関するものを除く。）」とする。

四 医療経営支援課の改組（令第 4 条及び第 34 条関係）

医療経営改革課に所掌事務の一部（独立行政法人を除く医療法人及び医療機関等の経営支援に係る令第 34 条旧条第 1 号、第 2 号及び第 14 号）を移管することに伴い、「医療機構運営支援課」に名称を改める。

五 医事課の所掌事務の見直し（令第 35 条関係）

総務課が所管していたオンライン診療受診施設についての事務を医事課へ移管し、遠隔医療に係る主要な業務が医事課へ集約されることに伴い、遠隔医療に関する事務を新設する。

六 歯科保健課の所掌事務の見直し（令第 36 条関係）

歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士に関する事務（旧第 36 条第 2 号）について、歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士の確保に関する事務で、勤務環境の改善に関する業務（令第 33 条の 2 第 1 号関係）を医療経営改革課に移管するため、「これらの者の勤務環境の改善に関するもの」を除くこととする。

七 看護課の所掌事務の見直し（令第 37 条関係）

- 保健師、助産師、看護師及び准看護師に関する事務（令第 37 条旧第 1 号）について、保健師、助産師、看護師及び准看護師の確保に関する事務で、勤務環境の改善に関する業務（令第 33 条の 2 第 1 号関係）を医療経営改革課に移管するため、「これらの者の勤務環境の改善に関するもの」を除くこととする。
- 看護師等の確保に関する事務（令第 37 条旧第 2 号）は、関連する地域医療計画課の所掌事務（旧第 33 条第 7 号）が医療経営改革課に移管されるため、地域医療計画課の所掌に属するものを除く規定から医療経営改革課の所掌に属するものを除く規定に改める。

八 医薬産業振興企画課の所掌事務の見直し（令第 38 条関係）

医療機関機器の配置及び使用に関するものについて地域医療計画課の所掌に属するものを除く規定を、医療経営改革課の所掌に属するものを除く規定に改める。

(3) その他

今般の組織令改正に合わせて、従来総務課が行ってきた医療分科会に関する庶務についても、当該業務の具体的な内容に照らし、所掌すべき課に移管することとする。

第二 厚生労働省組織規則等の一部を改正する省令について

1 改正の趣旨

(1) 地域医療構想推進室の新設について（第 12 条関係）

- 医療と介護の複合ニーズを抱える高齢者数がピークを迎える 2040 年やさらにその先を見据えた持続可能な医療提供体制を構築していく必要がある。
- これらの状況を踏まえ、2040 年に向けた新たな地域医療構想においては、増加する高齢者救急や在宅医療への対応、人口減少する地域でも安心して医療にアクセスできる体制の確保、必要病床数や医療機関機能に着目した連携・再編・集約化、医歯薬連携等の推進、医療と介護の連携による認知症患者も含めた早期退院に向けた取組等を進めていくこととしている。
- また、従来、地域医療構想は医療計画の記載事項の 1 つとされてきたが、今後は医療計画の上位概念として重要な位置づけとなることを踏まえ、新たな地域医療構想への対応を強化するため、今般の改正で「地域医療構想推進室」を新設する。

(2) 看護サービス推進室の移管について（第 12 条の 2 及び第 15 条関係）

今般、厚生労働省組織令が改正され、看護師等の医療分野の他職種間でのタスク・シフト/シェアに関する事務が現行の看護課から医療経営改革課に移管されることに伴い、現行の看護課において看護師等のタスク・シフト/シェアに関する事務を所掌していた看護サービス推進室を移管する。

(3) 医療機構運営支援課の改組に伴う改正について（第 13 条関係）

今般、厚生労働省組織令が改正され、医療経営支援課を医療機構運営支援課に改組することに伴い、医療経営支援課に置かれている国立ハンセン病療養所対策室及び医療独立行政法人支援室並びに政策医療推進官及び調査官を医療機構運営支援課に置くこととする。

(4) 医薬産業振興企画課の改組に伴う改正について（第 16 条関係）

今般、厚生労働省組織令が改正され、医薬産業振興・医療情報企画課を医

薬産業振興企画課に改組することに伴い、医薬産業振興・医療情報企画課に置かれている創薬支援対策室及び医療機器政策室並びに首席流通指導官を医薬産業振興企画課に置くこととする。

2 改正の内容

(1) 地域医療構想推進室の新設について（第 12 条関係）

現行の医療安全推進・医務指導室に関する規定を削除し、新たに地域医療構想推進室を設置し、その所掌事務を規定する。また、地域医療構想室に室長を置くことを規定する。

(2) 看護サービス推進室の移管について（第 12 条の 2 及び第 15 条関係）

第 15 条から看護サービス推進室の規定を削り、第 12 条の 2 を新設し、看護サービス推進室の所掌について規定する。

(3) 医療機構運営支援課の改組に伴う改正について（第 13 条関係）

第 13 条第 1 項の規定のうち、医療経営支援課に置かれると規定されている「国立ハンセン病療養所対策室及び医療独立行政法人支援室並びに政策医療推進官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び調査官」を、医療機構運営支援課に置くと改めることとする。

(4) 医薬産業振興企画課の改組に伴う改正について（第 16 条関係）

第 16 条第 1 項の規定のうち、医薬産業振興・医療情報企画課に置かれると規定されている「創薬支援対策室及び医療機器政策室並びに首席流通指導官」を、医薬産業振興企画課に置くと改めることとする。

第三 厚生労働省の内部組織に関する訓令について

1 改正の趣旨

(1) 医政局医療情報担当参事官室、医療情報基盤推進室及び医療情報室の廃止について（第 19 条の 2 及び第 19 条の 3 関係）

○ 今般、厚生労働分野の D X を強力に推進するため、D X 専属の局長級幹部としての政策統括官の下に参事官 4 名からなる新組織を設置し、情報システムの効率化・適正化、サイバーセキュリティの確保、医療情報の共有、二次利用の更なる推進等に一元的に取り組むこととする。

具体的には、複数部局にまたがる D X 関連の重要政策を集約化し、課題

解決の迅速化を図るため、大臣官房参事官（情報化担当）、医政局参事官、医薬局総務課、職業安定局雇用政策課、保険局医療介護連携政策課保険データ企画室の所掌事務の全部又は一部を政策統括官に移管する。

- これに伴い、医政局に設置されている医療情報担当参事官室並びに医政局参事官の下に設置されている医療情報基盤推進室及び医療情報室を廃止することとする。

（２）医政局地域医療計画課医師確保等地域医療対策室、医療関連サービス室の廃止及び外来・在宅医療対策室の所掌事務の変更について（第 19 条の 5 関係）

- 今般、厚生労働省組織規則が改正され、「地域における保健医療に関する計画」に関する業務を所掌する「地域医療構想推進室（省令室）」が設置されることに伴い、現行の当該業務を所掌していた「医師確保等地域医療対策室（訓令室）」を廃止する。
- また、厚生労働省組織令が改正され、「業務委託及び衛生検査所」に関する事務が現行の地域医療計画課から医療経営改革課の本課に移管されることに伴い、「医療関連サービス室」を廃止する。
- 総務課で所掌している「かかりつけ医機能」に関する業務について、外来医療及び在宅医療に関する業務と一体的に対応していくことが効率的であることを踏まえ、当該業務をつかさどる地域医療計画課外来・在宅医療対策室の事務所掌に移管することとし、同室の所掌に「かかりつけ医機能」を追加する。

（３）医政局医療経営改革課医業経営企画室及び医療安全推進・医務指導室の設置について（新設第 19 条の 6 関係）

- 今般、厚生労働省組織令が改正され、「病院等の経営管理及び福祉医療機構」に関する事務が現行の医療経営支援課から、また、「医療監視員及び病院等における安全管理」に関する事務が現行の地域医療計画課からそれぞれ医療経営改革課に移管されることに伴い、医療経営改革課に「医業経営企画室」及び「医療安全推進・医務指導室」を設置する。
- なお、地域医療計画課に設置されている医療安全推進・医務指導室（省令室）は廃止となる。
- さらに、医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 87 号）による改正後の医療法に規定する事務を医療安全推進・医務指導室の所掌として追加する。

(4) 医政局医療機構運営支援課に置かれる室について（現行第 19 条の 6 及び新設第 19 条の 7 関係）

- 今般、厚生労働省組織令が改正され、旧医療経営支援課の事務所掌の一部を医療経営改革課へ移管することから、旧医療経営支援課を医療機構運営支援課と改め、医療法人支援室を廃止する。
- また、医療経営改革課の設置に伴い、組織令における医政局の課の規定順を地域医療計画課、医療経営改革課、医療機構運営支援課と改めることから、当訓令においても組織令における課の規定順に倣い、従来第 19 条の 6 に規定していた医療機構運営支援課に置く職員厚生室について、第 19 条の 7 に規定する。

(5) 医政局医事課医師等医療従事者働き方改革推進室の廃止について（現行第 19 条の 7 関係）

医師等医療従事者働き方改革推進室については、今般、厚生労働省組織令が改正され、「医療関係者の勤務環境の改善」に関する事務が現行の医事課から医療経営改革課に移管されることに伴い廃止する。

(6) 医政局医薬産業振興企画課に置かれる室について（第 19 条の 8 関係）

- 今般、厚生労働省組織令が改正され、医薬産業振興・医療情報企画課を医薬産業振興企画課に改組することに伴い、医薬産業振興・医療情報企画課に置かれている医療用物資等確保対策推進室、流通指導室、セルフケア・セルフメディケーション推進室及び医薬品産業政策室を医薬産業振興企画課に置くこととする。
- また、近年、後発品の品質問題を端緒とした供給不安が拡大し、現在も医療用医薬品の出荷停止や出荷制限が継続的に生じており、これらの問題に集中的に対応するため、医薬品産業・ベンチャー等支援政策室のベンチャー等支援に関する業務を移管し、医薬品の安定供給等に特化した所掌とする。移管に伴い、医薬品産業・ベンチャー等支援政策室の名称を医薬品産業政策室に改める。
- ベンチャー等支援の所掌は、創薬支援に関する業務を一元的に所掌する創薬支援対策室に移管することとする。なお、創薬支援対策室の所掌の範囲内であるため、省令改正は行わない。
- さらに、医療用物資等確保対策推進室、流通指導室及び医薬品産業政策室については、過去に廃止された官職について規定を改正すべきところ、改正されていなかったため、今回改正を行う。

(7) 医政局研究開発政策課医療イノベーション推進室の所掌事務及び体制変更について(第19条の9関係)

- 今般、厚生労働省組織令が改正され、医政局参事官の所掌事務の一部を医政局研究開発政策課へ移管することを踏まえ、同課医療イノベーション推進室に、移管される当該所掌事務及び体制に関する規定を追加する。

(8) 政策統括官付医療情報基盤担当参事官室及び医療情報連携担当参事官室設置について(第54条の2及び第54条の3関係)

- 今般、厚生労働分野のDXを強力に推進するため、DX専属の局長級幹部としての政策統括官の下に参事官4名からなる新組織を設置し、情報システムの効率化・適正化、サイバーセキュリティの確保、医療情報の共有、二次利用の更なる推進等に一元的に取り組むこととする。

具体的には、複数部局にまたがるDX関連の重要政策を集約化し、課題解決の迅速化を図るため、大臣官房参事官(情報化担当)、医政局参事官、医薬局総務課、職業安定局雇用政策課、保険局医療介護連携政策課保険データ企画室の所掌事務の全部又は一部を政策統括官に移管する。

- このため、大臣官房参事官(情報化担当)及び医政局参事官の所掌事務の一部並びに保険局医療介護連携政策課保険データ企画室の所掌事務を行うため、医療情報基盤担当参事官室を設置するとともに、医政局参事官及び医薬局総務課の所掌事務の一部を行うため、医療情報連携担当参事官室をこととする。

2 改正の内容

(1) 医政局医療情報担当参事官室、医療情報基盤推進室及び医療情報室の廃止について(第19条の2及び第19条の3関係)

医療情報担当参事官室、医療情報基盤推進室及び医療情報室の設置に係る規定を削る。(第19条の2及び第19条の3関係)

(2) 医政局地域医療計画課医師確保等地域医療対策室、医療関連サービス室の廃止及び外来・在宅医療対策室の所掌事務の変更について(第19条の5関係)

- 医師確保等地域医療対策室を廃止する。(第19条の5第1項、第2項及び第3項)
- 医療関連サービス室を廃止する。(第19条の5第1項、第12項及び第13項)

- 外来・在宅医療対策室の所掌する事務に次の事務を追加する。(第 19 条の 5 第 2 項)

- ・ かかりつけ医機能に関すること。

(3) 医政局医療経営改革課医業経営企画室及び医療安全推進・医務指導室の設置について(新設第 19 条の 6 関係)

- 医療経営改革課に、新たに医業経営企画室及び医療安全推進・医務指導室を置く。(第 19 条の 6 第 1 項)

- 医業経営企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。(第 19 条の 6 第 2 項)

- ① 病院、診療所及び助産所の経営管理に関すること。
 - ② 医療法人に関すること。
 - ③ 独立行政法人福祉医療機構の行う業務に関すること(独立行政法人福祉医療機構法(平成 14 年法律第 166 号)第 12 条第 1 項第 2 号に規定する病院等(以下この号において「病院等」という。)の開設者に対する資金の貸付け及び病院等の経営の診断又は指導に関する業務に限る。))。

- 医業経営企画室に、室長、室長補佐、専門官並びに係及び係長を置く。(第 19 条の 6 第 3 項)

- 医療安全推進・医務指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。(第 19 条の 6 第 4 項)

- ① 医療の安全に関する調査、企画及び立案並びに調整に関すること。
 - ② 医療監視員に関すること。
 - ③ 病院、診療所及び助産所における安全管理に関すること。
 - ④ 看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成 4 年法律第 86 号)の規定による看護師等の確保に関すること(病院、診療所及び助産所の開設者に対する指導及び助言に限る。))。

- 医療安全推進・医務指導室に、室長(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)、室長補佐、専門官、係及び係長並びに主査を置く。(第 19 条の 6 第 5 項)

(4) 医政局医療機構運営支援課に置かれる室について(現行第 19 条の 6 及び新設第 19 条の 7 関係)

- 医政局医療経営支援課の名称を医療機構運営支援課に改める。(第 19 条の 7 第 1 項)

- 医療法人支援室を廃止する。(第 19 条の 6 第 1 項、第 2 項及び第 3 項)

- 医政局医療機構運営支援課に、職員厚生室を置く。(第 19 条の 7 第 1 項、

第2項及び第3項)

- (5) 医政局医事課医師等医療従事者働き方改革推進室の廃止について(現行第19条の7関係)

医師等医療従事者働き方改革推進室を廃止する。(第19条の7第1項、第2項及び第3項)

- (6) 医政局医薬産業振興企画課に置かれる室について(第19条の8関係)

- 医政局医薬産業振興・医療情報企画課の名称を医薬産業振興企画課に改める。(第19条の8第1項及び第4項)
- 医薬品産業・ベンチャー等支援政策室の名称を医薬品産業政策室に改める。(第19条の8第1項、第8項及び第9項)
- 医薬品産業政策室の所掌する事務から次の事務を消去する(第19条の8第8項第2号)
 - ・ 医薬品、医薬部外品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品の製造販売業、製造業、販売業、貸与業及び修理業を営むベンチャー企業等の支援に関すること(医療機器政策室の所掌に属するものを除く。)
- 医療用物資等確保対策推進室から主査の設置に関する規定を削除する。(第19条の8第3項)
- 流通指導室から主査の設置に関する規定を削除する。(第19条の8第5項)
- 医薬品産業政策室から主査の設置に関する規定を削除する。(第19条の8第9項)

- (7) 医政局研究開発政策課医療イノベーション推進室の所掌事務及び体制変更について(第19条の9関係)

- 医政局研究開発政策課医療イノベーション推進室の所掌する事務に次の事務を追加する。(第19条の9第4項第2号)
 - ・ 医療技術の評価に関すること(他局の所掌に属するものを除く。)
- 研究開発政策課医療イノベーション推進室に係及び係長の設置に関する規定を追加する。(第19条の9第5項)

- (8) 政策統括官付医療情報基盤担当参事官室及び医療情報連携担当参事官室設置について(第54条の2及び第54条の3関係)

- 政策統括官の下に、医療情報基盤担当参事官室及び医療情報連携担当参事官室を設置する。(第54条の2第1項及び第54条の3第1項)

- 医療情報基盤担当参事官室の所掌事務は次のとおりとする。(第 54 条の 2 第 2 項)
 - ・ 保健医療に関する情報の活用のための基盤の整備に関する政策の企画及び立案並びに推進に関する事。
 - ・ 医療保険者(高齢者医療確保法第 7 条第 2 項に規定する保険者及び同法第 48 条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。)及び審査支払機関の情報処理の高度化の推進に関する事(他局の所掌に属するものを除く。)
 - ・ 高齢者医療確保法第 16 条第 2 項及び第 3 項の規定により提供される情報の管理に関する事(保険局の所掌に属するものを除く。)
 - ・ 社会保険診療報酬支払基金の行う業務に関する事(医療機関等情報化補助業務(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第 64 号。次条において「医療介護総合確保法」という。)第 25 条第 1 項に規定する医療機関等情報化補助業務をいう。次号及び次条において同じ。)(健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認(次条第 2 項第 2 号において「電子資格確認」という。))に関する事に限る。)及び支払基金連結情報提供業務に関する事に限る。)
 - ・ 国民健康保険団体連合会の行う業務に関する事(医療介護総合確保法第 36 条に規定する連合会連結情報提供業務に関する事に限る。)
- 医療情報基盤担当参事官室に、室長(組織令第 131 条第 1 項に規定する参事官をもって充てられるものとする。)、室長補佐、専門官、係及び係長並びに主査を置く。(第 54 条の 2 第 3 項)
- 医療情報連携担当参事官室の所掌事務は次のとおりとする。(第 54 条の 3 第 2 項)
 - ・ 保健医療に関する情報の連携に関する政策の企画及び立案並びに推進に関する事。
 - ・ 社会保険診療報酬支払基金の行う業務に関する事(医療介護総合確保法)第 25 条第 1 項に規定する支払基金電子処方箋管理業務及び支払基金電子診療録等情報管理業務並びに医療機関等情報化補助業務(電子資格確認に関する事を除く。))に関する事に限る。)
 - ・ 国民健康保険団体連合会の行う業務に関する事(医療介護総合確保法第 36 条に規定する連合会電子処方箋管理業務及び連合会電子診療録等情報管理業務に関する事に限る。)
- 医療情報連携担当参事官室に、室長(組織令第百三十一条第一項に規定する参事官をもって充てられるものとする。)、室長補佐、専門官、係及び係長、主査並びに専門スタッフ職を置く。(第 54 条の 3 第 3 項)

第四 その他

1 既存の通知の取扱いについて

今回の組織再編等に伴い医政局の通知については、今後次のように取り扱うこととする。

- (1) 組織再編等前に発出された医政局内の各職による通知は、別途の通知が発出されない限り、組織再編等後に当該通知に係る事務を所管する職の発出による通知とみなし、その効力を維持するものとする。
- (2) 組織再編等前に発出された通知中の組織の名称及び職名については、今後、当該通知を改正する際に組織再編等に合わせた所要の改正を行うこととし、それまでの間、組織再編等後の組織の名称及び職名とみなして取り扱うこととする。

2 医薬産業振興審議官及び新設又は改称された課及び室の名称の英訳について

「大臣官房医薬産業振興審議官」は、Assistant Minister for Pharmaceutical Industry Promotion と、「地域医療構想推進室」は、Regional Healthcare Vision Promotion Office と、「医療経営改革課」は、Medical Institution Management Reform Division と、「医業企画室」は、Policy Planning Office for Medical Institution Management Reform と、「医療機構運営支援課」は、Administration and Support of Medical Organization Division と、「医薬産業振興企画課」は、Policy Planning Division for Pharmaceutical Industry Promotion と、「医薬品産業政策室」は、Pharmaceutical Industry Policy Office と、「政策統括官付医療情報基盤担当参事官室」は、Office of the Counsellor for Health Information Infrastructure と、「政策統括官付医療情報連携担当参事官室」は、Office of the Counsellor for Health Information Sharing, Interoperability and Cybersecurity とする。

(添付資料)

- 別紙 1 厚生労働省組織令及び社会保障審議会令の一部を改正する政令（令和 8 年政令 245 号）
- 別紙 2 厚生労働省組織令及び社会保障審議会令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 245 号）新旧対照条文

別紙 3 厚生労働省組織規則等の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 122 号）

別紙 4 厚生労働省の内部組織に関する訓令（令和 8 年厚生労働省訓令第 18 号）